

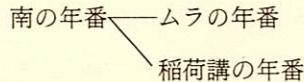
1. 村落構成 一ムラの自治一

(1) ムラの役職

① 年番

旧熊川村の南・内出の2地域に共通の役職として、「ネンバン（年番）」がある。しかし、その内容は、それぞれ異なっており、別々に記すことにする。

南の年番 南地域の年番は、2種類に分けられる。「ムラの年番」と「稻荷講の年番」である。



「ムラの年番」というのは、南地域の稻荷講以外の全ての行事、その他を委ねられている大切な役職である。「稻荷講の年番」というのは、南の村氏神ともなっている稻荷神社の講の担当者のことである。2月11日が、同社の祭日となっている。年番は、共に1年の任期であるが、その決め方は、多少異なっている。ムラの年番は、「カタオシ」に5名宛、左回りに、稻荷講の年番は、クミ毎に右回りにまわされている、という。但、稻荷講の年番は、実際には軒数の関係上、2つのクミが共に年番を担当しているところもある。（「共有財産」参照）

ムラの年番——カタオシに5名——左回り

稻荷講の年番——クミ毎——右回り

ムラの年番の仕事は、その範囲が広く、全てを列挙する余裕がないが、それらを、大きく分けると、 I. 祭礼関係 II. 村政関係 になろうか。

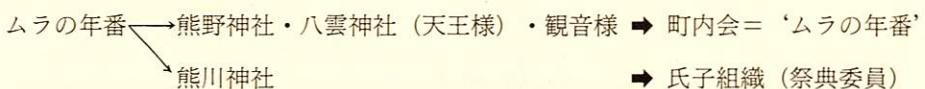
I. 祭礼関係というのは、南地域における稻荷以外の祭礼のことである。八雲神社（8月1日、天王様）、あるいは、鎮守である熊川神社の仕事の他、年中行事等におけるサイの神行事等も含まれている。

II. 村政関係というのは、ニワバの総会である正月7日のウタイゾメ（後述）での仕事、ムラの連絡係等の仕事が含まれている。その他、ムラの小さな問題で総会に出す程の問題ではないものについては、決定の権限を持つことになっている。

ムラの年番というのは、祭礼には欠かせない存在である。それが、他地域の祭礼であっても代表として出席させられたりしているのである。あるいは、ムラの寄り合いには、宿を提供す

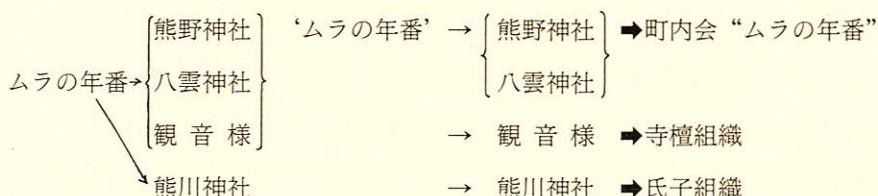
ることが多かった、という。稻荷講の年番には、膳椀倉関係の仕事、当日の講関係の仕事等々があるが「共有財産」の項で述べることにする。

内出の年番 内出地域の年番は、かなり複雑な様相を呈している。戦前迄は、南地域と同様に「ムラの年番」と「稻荷講の年番」の2本立てであったが、戦後、町内会あるいは自治会と呼ばれる組織が関与してくることによって大きく変化したのであった。新しい人々が多くなり、それらの人々を抜かした活動では、十分ではなくなったからであろう。具体的には、「ムラの年番」の仕事を分離させたのである。内出地域の場合、ムラの年番の仕事の中には、「熊野神社、八雲神社（天王様）、観音様、熊川神社」等が含まれていたが、「熊野神社・八雲神社（天王様）、観音様」は、町内会の方に移り、「熊川神社」は氏子組織から祭典委員会を設けたのである。



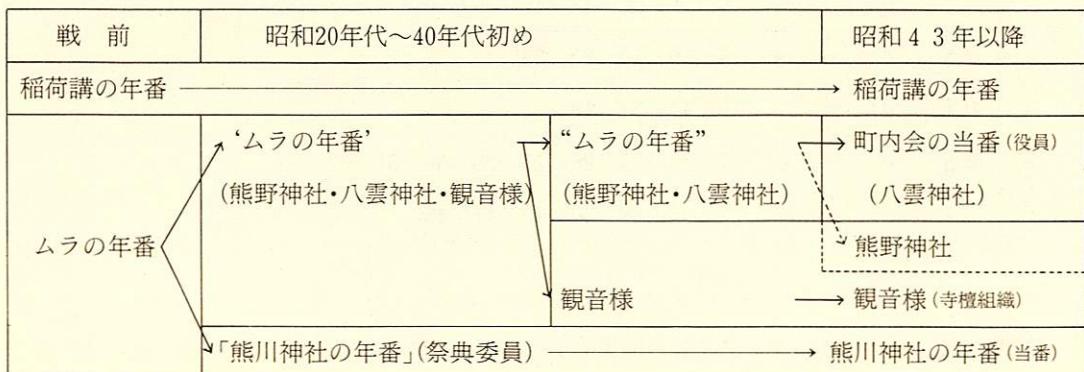
この変化が正確に何年頃か、定かでないが、某人は20年程前から、又、某人は、戦後の宗教法人化政策以後だ、という。この町内会に主力を移したものと、「ムラの年番」とも称している。「ムラ」から「町」へ移った、という見方が多いのであるが、40代、50代の人々の中には、「年番」は無くなつた、という人もいる。古老の中にも「ムラの年番」とは、言わず当番とか、担当者とか言う人もいる。いずれにしても、組織の変化を知らしめるものである。

この後、「ムラの年番」の中で「観音様」が寺（真福寺）側の意向で、寺檀組織で行なうことになった。但し檀家ではなくても内出地域の人々は許可されている。又、町内会でも進物代として、お金を出している。「観音様」が「ムラの年番」から切り離されたのは、「ムラの年番」が2分されてから、5、6年経つてから、という。



熊野神社（9月19日）、八雲神社（8月1日）が町内会に委ねられて、10数年程経った昭和42～43年頃には、熊野神社が祭日の関係から観音様と同日（10月第1日曜日）になつたのである。この熊野神社（オクマンサマ）は、内出地域の村氏神、ウブスナ様と呼んできたものであったが、祭日が押島の山王様と同日であり、そちらに参詣に行く人が多かつた。そして、当然ながら、賽銭も少なかつたので、変更しようか、と考えていたのであった。一方、

観音様と牛浜の地蔵尊の縁日（9月24日）と重なり、人出が少ない状況であった。たまたま昭和41年頃、観音様が安置されていた真福寺の屋根が台風で飛ばされ、10月に延期する、ということがあった。そこで、それを契機に10月に共に行なうことにしたのであった。現在主力は、観音様で熊野神社の方は、ついでにやっている、という状況で、供物を供える程度になってしまっている。残された八雲神社（天王様）は、ムラの年番が分離されてからと同じように、町内会が主力ということには、変わりはないのであるが、その中でも、理事、町内会3役等の役員が中心となったのである。南地域の年番の仕事内容の分類に従えば、これらは、祭礼関係を中心とした変遷である。もうひとつの村政関係は、ムラの年番→‘ムラの年番’→“ムラの年番”→町内会の当番（役員）という祭礼関係の変遷に付随していったのである。



さて、内出の年番の複雑さは、上記のような変遷の激しさの結果からだけではなく、昔からの年番と町内会での担当者（‘ムラの年番’他）との混同があったからであろう。

戦前迄、内出の年番は、カタオシに5名宛、左回りに担当させられていた。又、葬式の穴番は、右回りに機能していたのであった。

稲荷講の年番・ムラの年番——カタオシに5名
 穴 番 ——カタオシに5名

重ならないこと

—左回り

—右回り

戦後に町内会が関与ってきて、これが、大きく変化してきたのであった。‘ムラの年番’から“ムラの年番”へと移る頃から、理事5名と町内会3役（会長・会計・監査）が原則として行なうようになってきたのである。この“ムラの年番”的まで、呼称的には‘ネンバン’として通っていたが、昭和43年前後から‘当番’というように変わってきたのである。現在のような町内会とムラとの関係が、この頃、成立したからであろうか。尚、穴番は、戦後、クミアイ（クミ）の担当となった。

ここで、問題にしなければならないことは、戦前の年番5名と理事5名という人数の一致である。この理事は、内出地域を5つに分け、各々から1名宛の計5名という具合である。元来内出地域は、旧道（奥多摩街道）を境に2分されていたのである。それが、移転者や分家等が増えてきて、新道も境界線のひとつになったのである。新道側が3分されて、5つの区画ができる、各々をブロックと称している。各ブロックは、5～6の組からなっているのである。ブロック毎の責任者が理事であり、ブロック長ともいう。実際のブロックの区分けは次のようになっている。

ブロック	町内会の組					
第1ブロック	6 7 8 22 24 34					
第2 ツ	1 2 3 4 13 15					
第3 ツ	9 16 19 20 21 29 42					
第4 ツ	5 10 11 14 18					
第5 ツ	12 17 23 25 26 27 28 30 31 32 33 35 36 38 39 40 41 43					

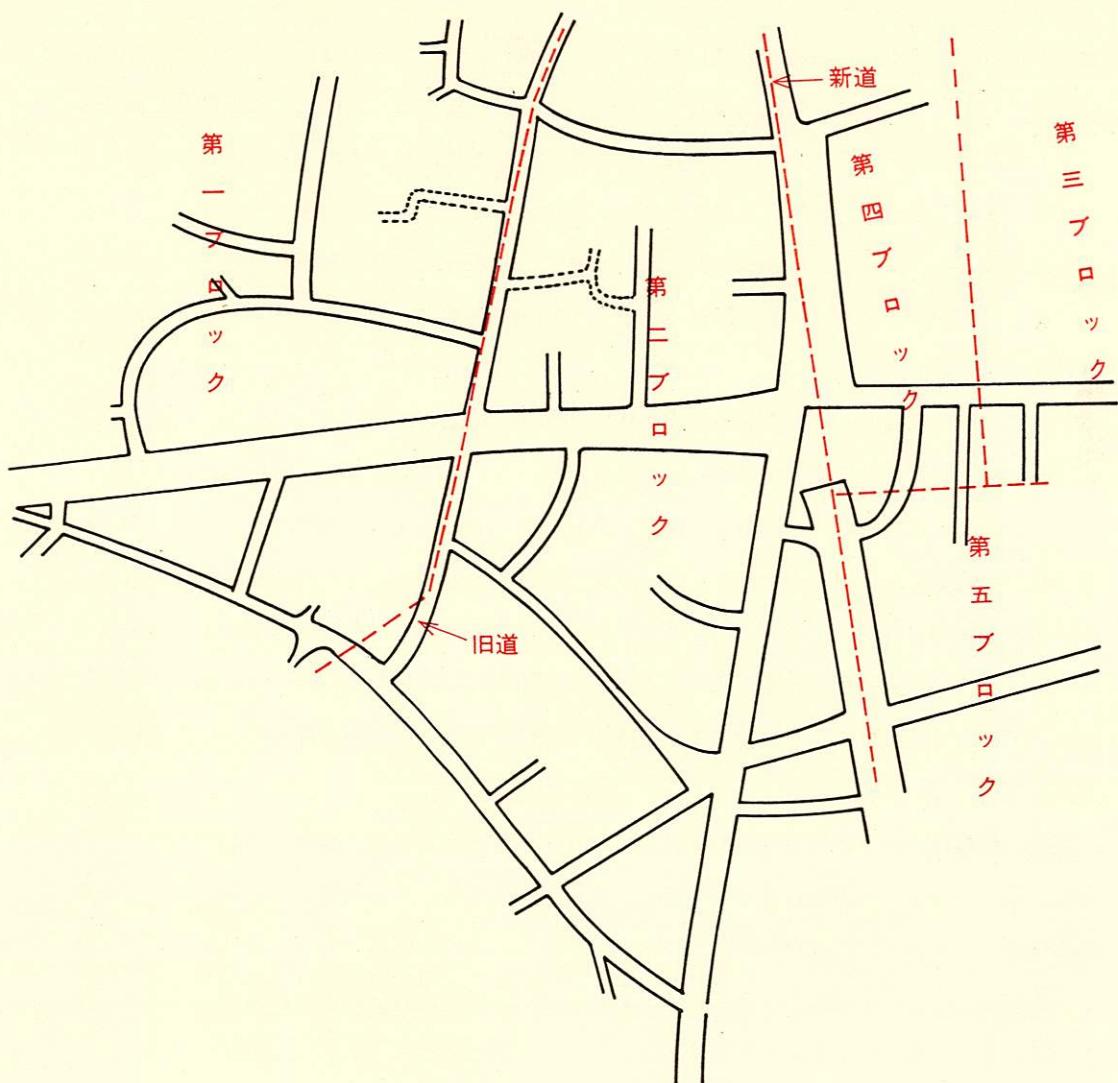
註：37組欠

道路では、分けにくいクミアイ等の関係もあり、例外的なものも存在している。図4は、それを示したものである。理事の選出方法は、各ブロックの組長の互選であり、任期は1年である。又、組長は、輪番制であり、任期は1年である。呼称的な交錯もあり、“ムラの年番”の時の年番が、「理事」に相当する、という状況が成立したのである。

これに対して、「熊川神社の年番」とも言うべき、祭典委員も、2転、3転している。聞書では、多少、不明瞭な部分もあるが、まとめると次のようになろう。

熊川神社は、旧熊川村（南、内出、鍋ヶ谷戸、牛浜、武蔵野）の鎮守となっている。この神社は、地域的には、内出の隣である鍋ヶ谷戸地域に存在している。新しく移って来た人々には関心が薄いので、町内会ではなく、氏子組織を中心とするようになったようである。その人数には、多少、変化があったようで、内出の場合は、戦後10年程は、旧道を境に2名宛に、氏子総代1名の計5名であった。この後、町内会のブロックを基本にして、各1名宛の計5名となつたようである。現在では、第1・第2ブロックの所謂、昔からの人々の集まりから各1名と、第3～第5までの新しい人々の集まりから1名の計3名となっている。「年番」が「5人」なのは、熊川神社の年番が5人だから、という話が残っているが、ここにきて変わってしまつ

図4 町内会とブロック



ている。

内出地域の「年番」の複雑さは、担当組織（集団）の変遷、名称の変化、選出方法の変化等々が影響していると思われる。地元の人にも、よくわからない、と言わせる内出の年番である。

② 区長

年番の他に重要な役職として、区長があった。但、この呼称は、戦前迄で、戦後、町内会を中心になってからは、町内会長（町会長）と称している。南・内出の2地域は、現在の八雲神社の祭礼（8月1日）、消防団等々にも見られるように、共に活動することが多かったが、区長の選出方法にも、その影響が見られる。南に（正）区長を置けば、内出には副区長を置く、という具合である。もちろん、それぞれの地域内では、区長で統一されている。任期は、原則的には、2年であった。しかし、責任が重く、苦情も多く出てきて、途中で退任することもあったようである。従って、任期は、特に決められていなかった、とも言う。適任者であったり他に適當な人がいなければ、長く続ける、という状況だったようである。任期は、4年だったという人もいる。

これらの一時代前として、南の石川忠平氏（明治31年生）は、「親の代には、内出・南で共同で、1人の区長を任期3年でやらせた」という。尚、町内会長も2年の任期である。

さて、区長に選ばれる人は、多少、財産があり、暇もあり、又、土地の役に立てそうな人が選ばれた、という。ニワバの総会である「ウタイゾメ」の前に、クミアイの有力者等から声をかけられ、承知すると、クミアイの推薦という形で総会の席上、出されるのである。他に推薦された人がいなければ、それで決まりである。2名以上、存在した時には、相談して決めるこ^トにしている。総会は、年番の中の1軒を宿とするか、あるいは、寺を使っていた。現在は、会館を使用している。

区長の仕事は、ムラの仕事全体に関わっており、多種多様である。農業が中心であった時代には、水不足対策や米虫害対策等々を考え、それを実施することが大切であった。祭礼、村政の責任者でもあった。行政からの事項を伝達することも重要な仕事である。この伝達の方法はムラの組織そのものを現わしている。ムラあるいは町の役場から伝達事項があると、区長が受け、それを、年番に伝えるのである。年番は、それをクミアイ長（隣組長、伍長）に伝え、それから、各戸へ、という順序であった。これが、ムラの中の「フレ」の体系である。手段としては、家から家へ伝える、イイツギとクミアイ長がクミ内を歩く、というような、2つの方法があった。

戦後、町内会が主力になってからは、体系的には似ているが、手段として回覧板を使うこと

が、大きな違いである。図5は、それらを現わしたものである。

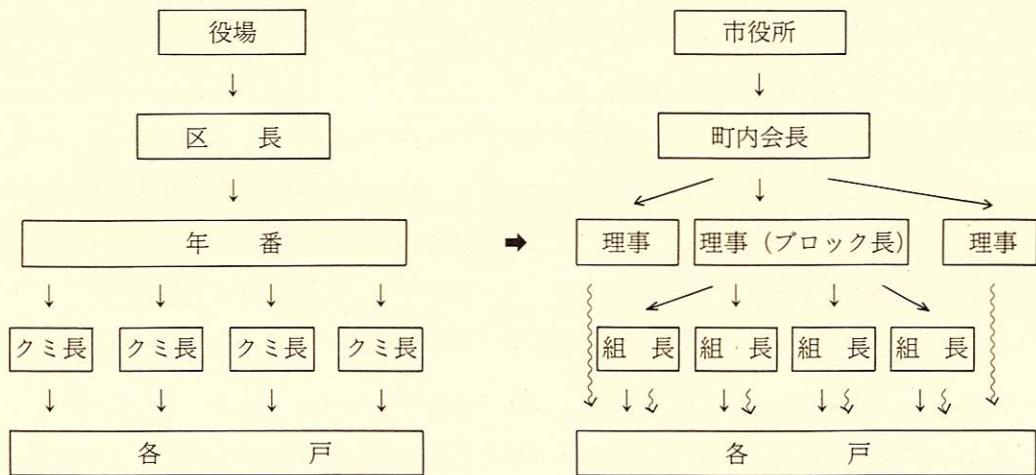


図5 連絡組織の変化

→ 直接的

~~間接的 (回覧板等)

③ 組長

戦時中から、隣グミ長とも言っている。伍長と呼ぶ古老もいる。江戸時代の5人組制度から受け継いだ名称だろう、という。それ故にか、クミアイの地域内を伍内と呼ぶ人もいる。このクミ長の任期は、1年交替が多いが、古老には、4年やった、という人もいる。これも、区長等と同じように、時によっては、長くやることもあったようである。クミの寄合で決められたものである。任期は、時代が古ければ、古い程、長い傾向にあったようである。任期、選出方法等々、クミの自由に委ねられていたようである。仕事としては、年番からの伝達事項を各戸毎に伝えること、あるいは、クミで担当する仕事（南地域の「稻荷講の年番」、内出地域の戦後の穴番等々）についての相談のまとめ、などが主なものである。

尚、町内会になってからの組長の任期も、1年交替で、クミ長の任期の原則から採っている。

④ 総会 (ウタイゾメ)

既述の年番 区長他の役員の交替が行なわれるのは、正月7日で、ウタイゾメと称している。正月7日は、七草であるが故に、「七草の座敷で行なう」と言う。この他、この日には、新しく「ムラ入り」を認められた人（家）が披露される日でもあった。これには、分家に出て「ムラ入り」を認められた人、家の長男が大人の仲間入り（15才）をする時、結婚する時、孫が誕生した時、等々が含まれている。又、この日は、「セイの神」の幟立てをする日でもあった。

正月7日の朝、ムラの年番が太鼓をたたき、子供を連れて各家を回って歩く。荷車を引いて行き、セイの神に使う飾り類をもらって歩くのである。年番は、子供に暮に使ったススハライ竹（4～5尺の竹をササラ状にしたもの）を渡し、子供達は、それを持って新しく来た嫁を「セイの神だ、セイの神出さないと嫁の尻、叩くぞ」・「紙1帖に200出さないと嫁の尻なぐる」等と言いながら追いかけた。この竹で尻をたたかれると縁起がよい、とされている。各家では、「トシガミサマ」が来る、といって待っており、オサイ銭や飾り物類を準備して待っている。子供達がもらったオサイ銭は、そのまま、子供達で分けたり、菓子を買って分けたりしている。その他の飾り物類は、年番が受け取るか、あるいは、1ヶ所に集めておく。そして、年番は、神社の旗竿、ススハライ竹等を使い、セイの神を立てた。各地域毎に立てる場所が決まっており、南地域では、「セイノカンバ」と呼ばれた家があった。現在も、その家があつた一画に立てている。セイの神は、半紙で幣束を切り、竹の先に付けたものである。

7日は、ここまでであるが、その後は、14日に集めた飾り物類を燃して、マユダンゴを焼いて食べる。一年、風邪を引かない、という。セイの神は、20日に倒している。セイの神に付いていた幣束を、年番が各家に配っている。これを、神棚に飾っておき、暮れのススハライに出している。（『福生市の民俗一年中行事一』）

これら、セイの神関係のことが、正月7日の午前中のこととすれば、午後から、ウタイゾメとなる。

ニワバの総会であるウタイゾメでは、①1年間の会計報告 ②事務の申し送り ③年間行事他の相談 ④年番・区長等の交替等々が主な内容である。新しく年番になる人が「今年度の年番を××他、4名がります。よろしく御願いします。」というような挨拶が終了すると、酒宴となる。15年前から会館で、町内会の「新年会」が開かれているが、この酒宴の部分が引き継がれている。

この酒宴の時に、「ムラ入り」、「ニワバへの加入」を認められた人が紹介されるのである。各家の長男、あるいは、シンタク（分家）に出た人、他所からの移転者で仲間入りを認められた人が、酒一升持つて、ムラ入りする日であった。この地域では、名前を紹介するところからか、「名ビロメ」とも称している。

家の長男は、15歳になると、「名ビロメ」が行なわれ、以後は、父親に代つて、ムラの中における諸事に出ることを許される、という。戦時中、あるいは、農繁期等には、そのような例が多かった、という。戦後になってから、18歳でムラ入りするようになった。この、ウタイゾメの時は、長男のみで、次・三男は、稻荷講の時にやつた、という。限られた地域内にお

いて、シンタク（分家）に出ることは難しく、従って、他地域へ、ということになり、家を継ぐ「長男」以外は、後回しにした、ということである。仮りに、同一地域内にシンタクに出れたとしても、「名ビロメ」には、ある程度の期間が必要となっている。南地域の例では、2年～3年という例が多い。

これが、他所からの移転者になると、もっと長く、最低5年～10年必要とされている。それでも「ムラ入り」を許されれば良い方で、許されない人が数多く存在している。アパート居住者、間借り人等も「ムラ入り」を許されていない。一軒前の交際ができると、ニワバヅキアイが可能なことが、条件とされている。農業中心のムラの生活者と、それとは異なる生業を持つ人々とが、同じムラの交際を維持できるかが、岐路でもあった。

これらの制約をもっと厳しくしたもののが、「稻荷講への加入」であり、「ホンコ」と呼ばれる集団である。（「共有財産」参照）

さて、ウタイゾメの当日、クミアイの人、あるいは、年番（区長）に連れられて、「ムラ入り」を許された人がやって来る。内出地域は、次のような手順で進められた、という。

「××さんのお子さんが、15歳（18歳）になりました。1升持つて来ておりますが、これは、いかがなもんでしょう」とクミアイ（年番他）の人が、お伺いする。すると、これを受け、年番、その他の人が、「それでは、いただきましょう」と答えてくれる、名前を付けた1升ビンを出すと、中の人が、「外にイネーデ、入れ」と声をかけてくれる。それで、初めて家（宿）の中に入る。「××です。よろしくお願ひします」というような挨拶の後、座の中の1人宛に酒を注いで回る。

この他、シンタクに出た人の場合、他所からの移転者の場合は、必ず所属するクミアイが紹介された。これ以後は、1人前（1軒前）の交際となる。成人したという意味での、15歳（18歳）の「名ビロメ」は、男同志では、「女郎買い」の鑑札をもらいに行く、と表現する。

酒1升を出す、他の例には、長男誕生、花嫁（花聟）をもらう、というようなことがある。ウタイゾメの席には、1升ビンが、5、6本必ずあった、という。

註(1) 安政5年「宗門人別書上帳」（内出家文書）には、「真福寺檀家 19軒」とあり、これは、同地域の約半分の軒数である。（「ニワバ」参照）

(2) 「昭島市の歴史」（『多摩の歴史』4）によれば、「日吉神社」とあり、同社の祭礼囃子は有名であり、福生市の熊川神社で行なわれる天王祭等に出張して来ている。

(3) 『福生市の民俗一年中行事一』の「ウタイゾメ」の項を見ると、南・内出地域以外20歳で、ムラ入りを行なったようである。

(2) 共有財産

南・内出の2地域に共通の講として、稻荷講が存在する。講の内容には、それ程の相違が認められない。（『福生市の民俗一生業・諸職一』参照）この稻荷講が、ムラの共有財産として存在するのは、同講のものとされる膳椀倉が存在するからである。

さて、稻荷講の講の内容については、それ程、差があるわけではないが、本来の祭祀形態としては、大きな違いがある。南地域の稻荷講は、ウブスナ様であり村氏神でもある稻荷様の講のことである。内出地域のウブスナ様は、熊野神社（オクマン様、9月19日→10月第1日曜日）であり、南地域とは異なっている。この熊野神社の祭礼は、前述のように、観音様と同じ日になり、供物を供え、神主が祝詞を上げて終了する、という簡単な内容になっている。内出地域の稻荷は、『新編武蔵風土記稿』にある「神明・熊野両社合殿」に、いつの頃からか合祀されたものである。この時期は、定かでないが、明治以前のことと思われる。^{註(1)}相対的に見て、ウブスナ様の祭礼である熊野神社のそれよりも、稻荷講の方にウェートが置かれていたのは、紛れもない事実である。

さて、南・内出の稻荷講に共通する点は、①膳椀倉 ②稻荷免 の存在であろう。

①、膳椀倉は、福生全体に見られる共有道具の保管場所のことである。これらの道具を借りりうことができること、それが稻荷講加入者の権利でもあった。現在と異なり、冠婚葬祭その他が各家を中心として行なわれていた時代には、大切な使用の権利であったと思われる。又、これらの主として膳椀の使用権に対して、屋根葺用の「足場丸太の使用権」も加入者の重要な権利であった、と古老達の言である。

②、稻荷免は、稻荷社に付いて存在した田のことである。この稻荷免については、土地の問題もあり、詳細は不明であるが、土地を貸して、そこからの年貢米を基金として、村民に対して金の貸し付けをしたり、稻荷講の費用（米）に充てたり、ということである。

これら、稻荷講への加入方法、組織、運営方法は、南・内出では異なっており、別々に記述することにする。

〈南の稻荷講と膳椀倉〉 南の地域において特筆すべきことは、稻荷講の総代人としての石川家の存在であろう。明治21年に脱稿されたとする『熊川村誌稿』には、次の様にある。

稻荷大明神ト称ス。明治二年己巳月社号改替ス。字南村民石川弥八郎外廿九戸ノモノ累代崇敬スル所ニテ、旧反別五畝歩除税地ニアリ

石川家は、南地域の名主の家であり、土地所有面積、あるいは、明治期などの納税額が他の

人々とは、比較にならないほどの数値を示している。ムラにおける有力者であり、その生活全体に影響が見られるのであるが、稻荷講も例外ではない。

稻荷様は、石川家の門前にあり、その横には、膳椀倉がある。稻荷様の社は、石川家の3代前の人人が建てた、という話である。これは、現存する社のことであろう。石川家と稻荷様（稻荷講）との結びつきを列挙すると次のようになろう。

- ① 稲荷様の社を建てた
- ② 稻荷講加入の承認
- ③ 膳椀倉の鍵の保管
- ④ 稲荷講の総代人（大将）

①については、上記の如くである。②は、シンタク（分家）に出た人、あるいは、移転者等が石川家から「入らないか」と声をかけられて、初めて加入できる、ということである。戦後石川家以外の人（町内会長等）からも、声をかけられるようになったのである。③は、稻荷講の財産と称する膳椀倉の鍵を、石川家が預かっている、ということである。この膳椀を借りる場合には、最初に「年番」に申し出る。その後、石川家に行き鍵を借りるのである。同家の人々は、次のように言う。

この鍵は、「稻荷講の鍵」ともいっている。法事などがあると、鍵を借りに来た。ニワバの倉の鍵を借してくださいといって来るので、何に使うですか、と聞いて貸す。又、1年に1度、年番が倉の中のものを虫干しするので鍵を借りに来る。夏の都合の良い時に行ない、石川家の庭に干す。石川家では、これらの道具は、使わずに、自分の家で持っている。鍵は、預っているだけである。

この話の中にある「虫干し」については、大正15年からの『共有道具調帳』という史料が存在している。それによれば、各膳椀の個数を記録し、修理あるいは新調しなければならないものを記録しているのである。その中の1点、昭和41年のものには、「本膳分の新調を石川弥八郎氏に御願いする」とある。これも、石川家との関係を示す史料であろう。④の稻荷講の総代人（大将）というのは、講の当日、責任者として出席することを示している。席は、正座註2)に決められており、その他は、南地域の本家筋の人が座るのである。他の人の席は、今年の年番が下座の右手、昨年の年番が反対の左手に、正座の左側には、次の年番が座り、他は自由である。稻荷講の総代人である石川家は、講の会計係、記録係（年番の下書を清書する）をも兼ねている。これらの記録類は、全て石川家が保管している。

以上、石川家と稻荷様（稻荷講）との関係を述べたのであるが、それらを含めた全体的な位

置づけについては、後述することにする。

ところで、稻荷講へ加入をするには、先に述べた石川家の承認以外、2、3必要とする条件があり、それについて書いておこう。

既述のように、「ムラ入り」（ニワバイリ）には、ある程度の年数と条件があった。この稻荷講は、それらの条件が一層厳しくなったものである。シンタクに出た人の場合、稻荷講に入いるには、10年～20年は必要となっている。移転者の場合には、1代許可されない例もある。以下、例を上げてみよう。

明治37年生まれのOさんは、シンタクに出たのが昭和16年3月であった。そして、「ムラ入り」は、翌年の昭和17年正月7日の「ウタイゾメ」の時である。稻荷講への加入は、それから10年以上経過した、昭和30年になってからである。実際に声をかけられたのは、それより2年程前のことであった。Oさんは、その経緯を次のように言う。

稻荷講は、稻荷様のコウチュウで、昔からの45軒は入っていた。従って、ニワバのメンバーと稻荷講のメンバーは、同じであった。しかし、私のように、新しく分家に出た者は、ニワバには、入れても、稻荷講には、入れなかつた。稻荷講には、石川酒造（石川家）から声をかけられるまで入ることができなかつた。私の場合、区長（町内会長）から「入ったらどうか」と言われた。昭和28年のことであった。その時、条件として1万円を出すように言われたが、「高いから入らない」と言った。そうすると、5千円、3千円と安くなり、結局3千円支払って入つた。私の場合は、地元の人のシヤ（分家）なので、加入することができたが、同じ頃に家を建てた他の2軒は、他所から來た人なので声がかからなかつた。

Oさんの話にあるように「加入金」を払うこと。あるいは、「ノシイタ」「メンボウ」等の膳椀倉の物品を寄附することが、加入条件のひとつでもあった。この加入条件、特に加入金は金額の面からも、それ程、安い額ではない。石川家所蔵の『稻荷講金出納帳』（昭和30年～57年）によれば、昭和30年2月の新加入者として、Oさん他、3名が載せられている。その加入金は、全員3千円であるが、支払も、全員、分割になっている。毎年、1千円宛、あるいは、初年度、1千円、次年度、2千円というようになっている。昭和30年の時点での3千円が、決して安くないことを物語る話でもある。現在の金額に換算すれば、おそらく、数万円となっていよう。

これらの条件を受けて、稻荷講に入っている集団の名称として「ホンコ」という言葉がある。明治29年生まれのKさんは、次の様に説明している。

ホンコというのは、昔からの地付きの家のことをいう、他からの移住者は、ホンコになれ

ない。ホンコの家は、稻荷の講に入っていた。ニワバの交際をしていても、稻荷の講に入つておらず、ホンコと呼ばれない家がニワバにはいた。ホンコというのは、1人前のつきあいをする意味だったろう。

明治36年生まれのHさんは、次のように言う。

ホンコというのは、稻荷講に入っている家で、昔からの家をいう。モトックミ、あるいはホンクミアイと呼ばれるクミに入っている家は、全て、稻荷講に入っていた。

稻荷講とホンコという言葉は、相関関係があり、切り離すことができないものである。これを加入の為の条件とすれば、Kさんの話から、「昔からの地付きの家」「他から移住者は、ホンコになれない」、「1人前のつきあいをする」、Hさんの話から、「モトックミ、あるいはホンクミアイ」等々が、考えられる。これらは、ニワバの構成員と同じ条件であり、さらに狭くなったものが、「ホンコ」になるわけである。稻荷講加入の条件、あるいは、加入している条件をまとめると、次の様になろう。

- ① 石川家の加入承認
- ② ニワバに加入してから、ある程度の年数が必要
- ③ 加入金支払い、あるいは、膳椀倉に必要な物品を寄附
- ④ ホンコ

以上は、主として、戦前迄の条件であろう。それは、ムラの理念や慣習的なものであり、明文化されたものではなかった。しかし、戦後も30年代後半になってくると、その必要に迫られたようである。『稻荷講金出納帳』（石川家文書）の昭和37年の条に次の様にある。

稻荷講入加入申込其ノ他規定

昭和37年2月11日決議

1. 講中への加入は組員の推薦によって、当該年度の年番に申込むものとする
2. 加入申込等を受けたときは当該年度の年番は講中総会に報告し、加入の可・否について総会の承認を受けなければならない。
3. 加入者は、南部落内に自己の住居を所有し、南部落内に永住の意志を有し、講中としての義務を遵守しなければならない。
4. 講中員が万一南部落より他の地域に移住する場合は、同時に脱退するものとするがこの場合加入金は返還しない又講中財産に対する持分を主張することはできない
5. 加入金の額は、諸物価等を勘案し、総会に於てこれを決定する

6. この規定は昭和37年2月より実施する

以上

1. 2は、加入の手続き方法、3は、条件、4は、法律でいう判例的なもの、5は、加入金の額について、6は、実施日という内容である。前述の加入条件と併せて考えると次の様な変化がわかる。

表5 加入変化

戦 前	石川家→推薦（声をかける）→総会承認
戦 後 昭和37年頃	石川家 →推薦（声をかける）→総会承認 町内会長（他）
昭和37年以降	組員→推薦→年番→総会報告→総会承認

戦後～昭和37年頃の時期は、既述のOさんが加入した時期に入っているが、Oさんの場合は町内会長の推薦であったが、単に組員が推薦してもよい状況だったとのことである。

さて、次に稻荷講の実際の担当者である「年番」について述べておく。稻荷講の年番は、「ムラの役職」の項で述べた、「ムラの年番」と異なり、基本的には、クミ毎に担当している。

ムラの年番→カタオシに5名一左回り

稻荷講の年番→クミ毎 一右回り

このクミは、もちろん、モトックミ、クミアイのニワバのクミのことである。稻荷講の年番を史料から抜き出して作成したものが、表6の「稻荷講年番表」である。この表で注目しなければならないのは、昭和48年の「木下宗助」氏の「8」クミであろう。サイクルを考えれば、当然、「4」クミの人が載っているはずである。しかし、実際は、「8」クミの者が代表者となっているのは、同組が新しく成立したクミであり、又、「4」クミの軒数が少なかった為に共に年番を担当することになったのである。それ故に、南地域において、クミの数は古者に問うと、「8」あるいは「7」という数字が返ってくるのであろう。

図6は、年番の機能方法を表わしたものである。既述の「クミアイと町内会」の項でわかるように、クミの基本が、本・分家関係から成立している為に、かなり、複雑な図になっている。

表6の「稻荷講年番表」から見れば、

7→6→4 (8)→3→2→1→5→7

という簡単なものとなるのである。ところで、新しいクミとされている「8」クミが、いつ頃から成立したのか、明らかではないが、稻荷講への加入は、先のCさんと同じ、昭和30年に

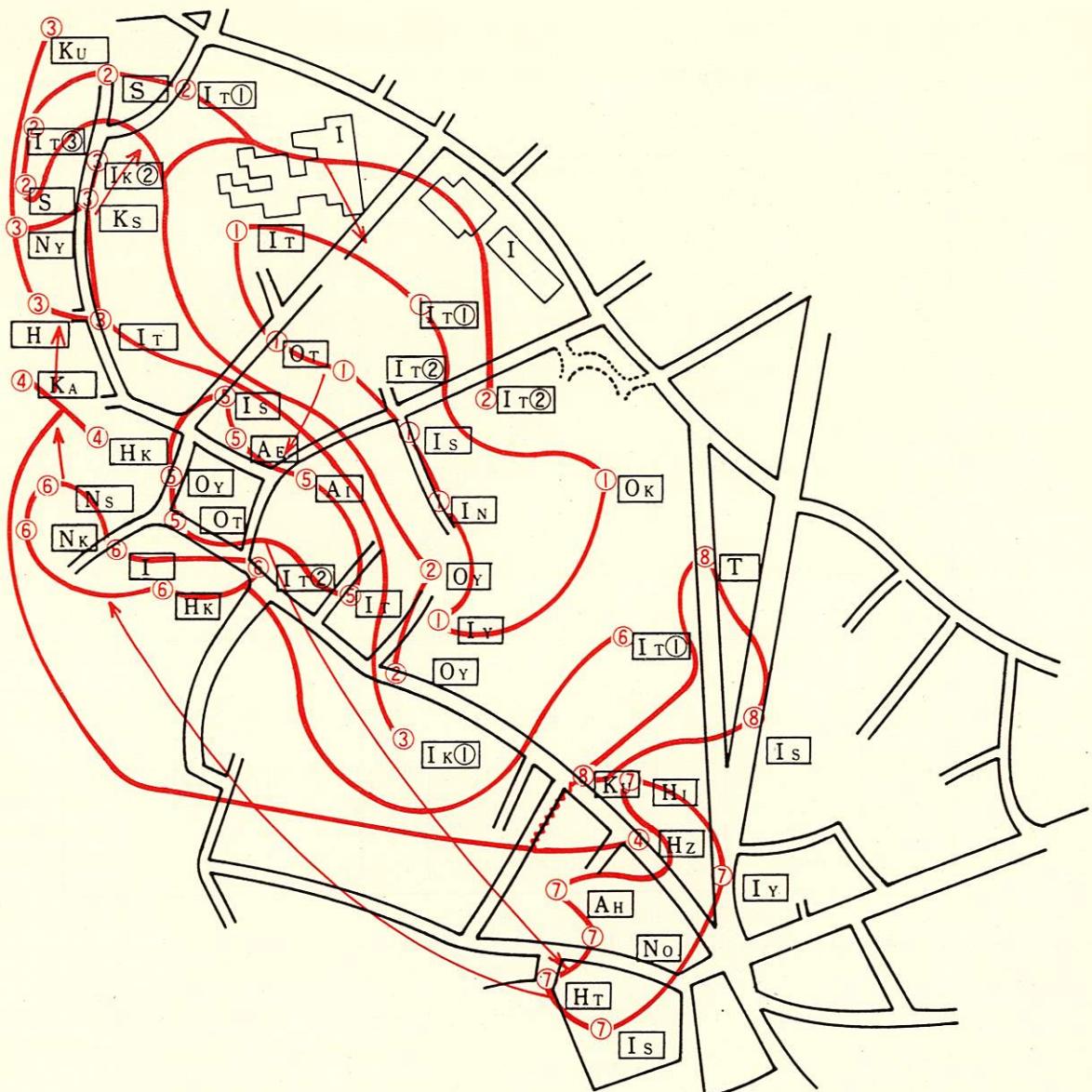
2名加入している。その内の1人は、昭和26年に分家している。おそらく、この前後に成立したと思われる。ちなみに、「8」クミの最も新しい人は、昭和37年に稻荷講に加入しており、それ以後、加入者はいない。

表6 稲荷講年番表

昭和	代表	クミ	昭和	代表	クミ	昭和	代表	クミ
18年	石川高二郎	7	32年	細谷光太郎	7	46年	天野由三	7
19年	石川由直	6	33年	細谷清	6	47年	細谷清	6
20年	平井初五郎	4	34年	木下栄三郎	4	48年	木下宗助	8
21年	野島利一	3	35年	野島利一	3	49年	—	
22年	石川又一	2	36年	乙津光造	2	50年	石川忠平	2
23年	石川友次郎	1	37年	石川弥八郎	1	51年	石川弥八郎	1
24年	石川定七	5	38年	石川定七	5	52年	石川政一	5
25年	細谷光太郎	7	39年	石川喜三郎	7	53年	長田幸造	7
26年	石内賀一	6	40年	石川彦三郎	6	54年	野島邦治	6
27年	平井初五郎	4	41年	木下栄三郎	4	55年	平井賢治	4
28年	野島利一	3	42年	野島利一	3	56年	石川繁治	3
29年	石川又一	2	43年	乙津光造	2	57年	乙津義男	2
30年	—		44年	石川弥八郎	1			
31年	天野喜代一	5	45年	石川武雄	5			

(註) 石川家文書『稻荷講入用帳』より作成

図 6 南地域稻荷講機能方法



次に年番の仕事であるが、細かく検討すれば、かなりの数になろうが、主なものは、以下のようである。

- ① 稲荷様の清掃
- ② 稲荷講の飲食の準備
- ③ 会費の出納、帳面の下書き
- ④ 膳椀倉の道具の出し入れ（ドウグアラタメ）
- ⑤ 膳椀倉の道具の土用干し

① 稲荷様の清掃は、祭日である2月11日の前日に行なっていた。現在、老人会が15日毎に清掃をやっているので、省略するようになった。

表7 収入変化

② 稲荷講当日の飲食物の準備をする為に年番になった家は、夫婦で手伝うことになっている。年番以外の家では、男女を問わず、家の代表者が1名出席することになっている。稻荷講の時の食べ物として聞書に出てくるのが「オニギリ」であるが、これを稻荷様の前で配ったり、太鼓を叩き合図をするのも年番の仕事である。

③ 稲荷講の費用は、会費と賽銭を中心である。それらの金の出納状況の記録（下書）や集めたりすることが年番の仕事であり、記録した下書を石川家が清書するのである。この稻荷講の費用は、会費と賽銭であるがその比較は、年代によって大きく異なっている。『稻荷講入用帳』から例を採ると、表7のようになる。

昭和20年	収入 一、金六円参拾八銭 サイ銭 一、金拾六円八拾銭 四十銭宛 四十二戸分
昭和31年	収入 金九千式百円也 四十六戸二百円宛 金武百円 千手院分も 金百円 足場貸し損料入 金百七十四円 サイ銭
昭和46年	収入の部 講中1人当七百円也 人員四拾七人 參万式千九百円也 賽銭 壱千五百八拾壹円也 祝儀 壱千円也、千手院 清酒 武升也 石川酒造 武升也 壱升也 二見商店

この表によれば、昭和20年では、賽銭3、会費7の割合であったが、31年では、賽銭は1割どころか、1分程しかないのである。昭和46年も同様であるが、2、3分、賽銭の額が増えている。いずれにしても、戦後の講は、会費によって運営されていたのである。戦前の運営費用については、聞書等により、2、3注目すべきものがあげられている。

- a 膳椀倉の損料
- b 稲荷免の小作料
- c 貸し付け金の返済利子
- d 寄附

これらについては、講の基本的性格に関わる問題である、後述することにする。

- ④ 稲荷講の財産と称される「膳椀倉」の備品を、講の前日、全て出し、不足の物品、修理品等を決め、当日、報告するのが年番の仕事である。これを、「ドウグアラタメ」と言っている。もちろん、講の当日使う膳椀は、倉の中のものである。
- ⑤ については、石川家と稻荷様との関係について述べた時に、鍵の保管の補足として採り上げている。その際に引用した『共有道具調帳』によれば、膳椀の基本数量が40人分であることがわかる。ニワバの戸数、稻荷講加入の戸数の参考になる数量である。

南庭場道具数量調

年々土用干ノ時改メ記入スルコト

坪	平	大 わん	高足 膳	吸 物膳	品 名 度	年
古四十 新二十	古四十 新二十	古三十九 新二十	四十枚	四十枚	八月廿六日 改メ	大正十五年
古四十 新二十	古三十 新二十	古三十 新三十	四十枚	四十枚	八月廿五日 改メ	昭和四年
古四十 新二十	古三十 新二十	古三十 新二十	四十枚	四十枚	八月二日 改メ	昭和六年
古四十 新二十	古三十 新二十		四十枚	四十枚	七月廿五日 改メ	昭和七年

最後に残ったのは、稻荷講の基本的性格に関わると思われる、膳椀倉（損料）と稻荷免、そして、貸し付け制度についてである。戦前における稻荷講の費用の半分近くは、これらに付帯する損料、小作料、返済金等々で賄っていたのである。

膳椀倉の損料というのは、1銭、2銭という額であり、戦後になっても、百円、二百円という具合である。基本的に膳椀倉は、各戸では購入困難な物を貸すことを前提としており、その役目は昔であれば、ある程、重要であったのである。この地域の膳椀倉の成立は、明治初年あるいは、それ以前、ということである。

稻荷免については、土地の問題の複雑さ等々も含め、詳細にはわからない点が多々あるが、聞書を中心に載せておく。

稻荷講では、イナリメン（稻荷免）を持っていたという。そして、この稻荷免からの収穫によって、子供達に配るムスピを作ったり、講に支給された、という。稻荷免は、小作に出しており、その年貢米をもらうわけである。このあたりは、どの話者も同じである。ところが、明治40年頃の大水の話を境にして、話者により多少、異なっているのである。

この時の大水により、南地域の田は被害を受け、石が入ってしまって、田を耕作することが不可能になり、石川家に引取ってもらった、というものである。そして、この時に稻荷免も被害を受けた、という話と、稻荷免は大丈夫だった、という話があるのである。

被害を受けた、という人の話では、その時に稻荷免は消滅した、というものである。そして石川家が堤防や河原を補修する際に、稻荷免も新たに作り直した、というものである。従って土地は、石川家の所有であり、それを、稻荷免として提供する形になった、というものである。年貢も当然ながら、石川家に納めるというものである。それを、稻荷講や蚕日待に与えた、ということである。農地改革の時に、払い下げられた、という。

被害はなかった、という人の話によれば、稻荷免は、稻荷講で持っているものである、という。稻荷免の管理は、カヤノキ（細谷家）がやっており、田園一丁目の所にあったものであるとのこと。農地改革により、4名に売却された。1人は、南の石川孝一（一夫さんの父親）さん、他の2人は鍋ヶ谷戸の人（天野モイチ、長谷川ウサブロウ）で、もう1人は、不明ということである。

この2つの話は、それぞれ、正しい部分を含んでおり、話者の受け取り方によって異なるようである。地域的に見て、河原に面した現在の団地の一画に、存在したのであるから、被害を受けたという話は、首肯できよう。ただ、その後、石川家を先頭にして堤防工事等を行ない、その際、南の人は、土方作業をして働いているのである。これは、日雇い仕事でもあり

某家の祖父は、16日間働いて、稻荷講加入の為の費用にした、という話がある。そして、その作業の中で、旧稻荷免の補修作業もあったのではないかろうか。従って、稻荷免をボウイレして作った、という話も成立したのであろう。あるいは、稻荷免を初めて作った時も、そのようなかたちで作られたのではないかろうか。

この作業の過程の中で、稻荷免の実質的所有者の移動、あるいは、混同があったのではないかろうか、いづれにしても、農地改革の際、4名に売却されたのは、事実であろう。

さて、稻荷講の財産を基本にして、戦前まで、貸し付け制度があった。講員に半強制的に金を貸し付け、翌年に利息を付けて返済する、というものである。聞書では、1円借りて50銭あるいは、1割（10銭）の利子であった、という。この制度の発生は、昔、農家の経済事情が悪かったので、といわれている。年代的なものを考慮しなければならないが、現在、我々が聞書で得られる範囲では、実用的ではなく、講の費用を増やす為、ということになっている。以前は、頼母子的な実用があったと思われる。

南地域のような膳椀倉、稻荷免、貸し付け制度という要素を含んだ稻荷講は、福生市外では例を知らない。これらの要素は、そんなに古くない時——幕末～明治初年——に稻荷講に付加されたように思われるが問題なのは、福生全域の稻荷講が同様な形式になっており、その理由が明らかではないことであろう。ムラをそれらの方向に導いて行く指導者あるいは運動があったのであろうか。

〈内出の稻荷講と膳椀倉〉 内出地域の稻荷講及び膳椀倉については、『福生市の民俗一生業・諸職一』（第1部第2章第2節「内出の膳椀倉」及び第3章「信仰」）の中でかなり採り上げられており、ここでは、南地域と比較しながら、運営方法その他を簡単に述べておく。

南の稻荷講と内出の稻荷講との大きな違いは、総代人（石川家）の有無であろう。内出地域においても経済力の差は、明治期にかなり存在しており、直接、国税「26円」から「18銭」まで存在している。しかし、南のように現在の生活にも影響を及ぼすような人（家）は、存在していない。

稻荷講への加入条件は、従って、一般的・理念的な条件が揃っている。

- ① 身元が確かであること
- ② 移転者でも永住性があればよい
- ③ ムラの交際ができること
- ④ ボウイレ金を出すこと

内出には、南のような成文化されたものはない。①～④は、南のそれと同じである。この内

出地域においても稻荷講の講員である。「ホンコ」とそうでない者を分けている。又ニワバに加入していても、稻荷講には加入できない、という例があることも同じである。

さて、内出地域の年番は、既述のように複雑なものであったが、稻荷講の年番は、カタオシに5名、左回りであり、それと対になって、穴番は、カタオシに5名の右回りであった。

稻荷講の年番	—カタオシに5名	—左回り
穴	番	>重ならないこと
	—カタオシに5名	—右回り

穴番は、戦後、クミアイの担当になっているのである。

この内出の稻荷講は、かなり、宴会的要素、親睦会的要素が強くなっているようである。というのも、他所へ移ってクミアイのツキアイはやっていないが、稻荷講には出てくる、という家が2軒程存在しているのである。又、クミアイのメンバーから事情があって抜けた人も出席しているのである。そのことを、宴会的要素云々でかたづけてよいか、どうか疑問ではあるが南の稻荷講に比べ相対的に開放性があることは、確かである。それは、南の稻荷講が、村氏神の講であるに対して、内出の稻荷講は、所謂、講でしかないということから来ているようにも思われる。ちなみに、昭和53年の内出の稻荷講中は、「44」名、クミアイのツキアイをしていないものは、移転者も含め「4」名存在している。これは、おもしろい現象を示しておりニワバの成員とホンコとの位置が逆転していることを示している。

もちろん、内出においても古老は、ニワバの成員にはなれても、ホンコにはなれなかつた人もいる、というように話すのである。しかし、時代的変化により、それが逆転することになったのだろう。

この地域の稻荷免は、青年団等に貸して、小作料を取り、講の費用の一部にしたとされている。この稻荷免も、明治の大水により、被害を受け消滅したようである。貸し付け等の基金はその被害を受けた後の堤防工事で稼いだもの、とされている。

註（1）内出の膳椀倉には、多くの史料が残されている。最古の稻荷講関係の史料は、「明治2年」のものである。合祀は、これ以前のことであろう。（『福生市民俗一生涯・諸職一』）

註（2）石川家は、稻荷講の宿をしたことがないという。総代人としての地位を示す話でもあろう。

(3) ムラの仕事

ムラの仕事として、大きなものに「川浚い」と「墓清掃」がある。

川浚い

南・内出地域における「川浚い」は、熊川分水のものであるが、これは、江戸時代から続いている玉川上水の「川浚い」の延長であろう。『福生町誌』には、そのことを示す史料が載せられている。

玉川上水元新堀口より四谷天竜寺門前上水堀り通村方浚之儀被仰渡候間、右之趣可被相心得候尤昼夜共ニ三日昼斗二日都合日数五日之積水留有之候間、其節村々一同申合浚取懸り水留中出来候様可被致候 一略一

この史料によれば、5日間費やして「川浚い」をしていることがわかる。その間、上水の水は止められている、ということである。出典は、不明であるが、江戸時代の貴重な史料である。

明治19年「熊川分水願書」が出されて、工事が始まった。明治23年に完成し、わずかながらも水田の拡張が行なわれたのである。旧熊川村だけに限らず、福生村も水田は少なく、又河川の問題は、重要であった。この熊川分水が完成したことによって、田用水の不足や井戸水の不足（井戸掘が困難な地形であった）を解消の方向へ向かわせたのである。

この「川浚い」は、1年に1回、4月～5月、田に水を引く前に行なわれていた。事前に南の石川家は、水道局に書類を持って行き、分水を止めてもらい、それを回覧板で知らせている。シャベル、その他の道具を持って行なっていた。昔は、地域毎にまとまってやっていたようであるが、その後、使用する付近を清掃するようになり、強制的でもなくなった。

この「川浚い」を初めとする共同作業の欠席、あるいは、寄合等の欠席には、出不足として金を徴収していた。南では、昭和10年頃で、50銭程取られた、という。その金は、ニワバの会計に回していた。戦後は、基本的には、徴収していないが、お茶菓子代として、ある程度出していたようである。又、昭和20年代、後半にニワバに加入できた人の話では、金額を大きくして、欠席者を防いだ、という。少ない額では、出なくても、金を出せばよい、ということになりやすいからだ、という。そんなに古くない話であろう。

この分水を使い、洗い物等をする場所は、カワドと呼ばれていた。この水は、風呂、洗い物（野菜・食器等々）、洗濯等に使われたものである。運搬労力の関係から、風呂用には、ほとんど使われなくなった。野菜類の泥落しや食器類（主に鍋、釜の類）の洗いには、現在も一部で使われている。洗濯等も同様である。古の話では、明治の頃には、飲料水としても使用さ

れた、という。

墓清掃

「墓清掃」は、昔は個人でやっていたこともかる由。昭和2年生まれのIさんによれば、「私が子供の頃は、竹田半次郎さんがやっていた」と言う。何人か代ったという。終戦後2、3年迄、個人がやっていたようである。御礼には、金をやっていたようである。

その後は、春秋の彼岸と盆の計3回、世話人がやることになった。その後、盆に全員出席して清掃することになった。欠席の時には、500円か1000円で、お菓子代にしている。

出不足については、だいたい金を出していたようである。南のIさんによれば、金額を高くして欠席者を防いだ、という。

(4) 互助と交際

互助と交際は、(1)ニワバ、(2)クミアイ、(3)親戚、(4)稻荷講、(5)共同井戸、(6)その他に分けられる。最初に各項の内容を概説し、共同井戸等については別項で詳述したい。

(1) ニワバのつきあい

現在の町内会に相当するものを昔はニワバとよんだ。ニワバのつき合いとして、ウタイゾメ、祭、葬式、川さらいがあった。昔は住居を構えると、ニワバつき合いが伴なった。現在では、町内会に入っていない者もある。

ウタイゾメ

1月7日に年番（ニワバの中から順番に5名がやることになっていた）の中の一番広い家が宿となり、ここに各戸より世帯主が出てニワバの一年間の行事などを決め、飲食をした。

祭

祭には、熊川神社の春祭り（4月10日）、天王様の祭り（8月1日）、秋祭り（9月1日）があった。そのうち、春祭り、秋祭りには年番が出て、シメをはったり、ハタを立て、オカグラのブタイをつくり、花場をつくった。各家では、春はクサノハナマンジュウ、秋はフカシマソジュウをつくり、お参りに行ったものである。

天王様は真福寺の境内にあり、やはり年番が出て準備をした。子どものミコシが出た。

葬式

クミアイに葬式が出たときは、同じクミアイの各家から2名（男女）が手伝いに行き、香典も持っていくが（後述）、それ以外の場合は、何も持たず（手ぶらで）会葬に行くことになっていた。なお、穴番（穴掘りともいう）は、死者の出たクミ以外のクミから順番に5名が出ることになっていた。南地区には穴番帳というものがあり、千手院に無常箱という箱があり、この中に葬式のあとのお念仏で使うカネ、十三仏の掛軸などというものが一緒に納められていた。

川さらい

熊川用水の掘さらいのこと。毎年5月ころ利用している家から1名が出て掃除をした。現在も引き続きやっている。日取りの決定は、南地区の1家がおこない（東京都へ書類を提出）、それを区長（現在は町会長）が各組長に連絡し、組長が各戸に伝える方式であった。このとき南地区では出ないと出不足料をとられた。昭和10年ころで50銭であった。戦後はとっていない。徴収された出不足料は、ニワバの会計に入れられていたようである。

内出地区では出不足料はとらなかった（野島為一、高水茂一氏による）。

その他

このほかに、現在、内出町会の活動には煙霧消毒、総会があるが、全員参加ではなく、町会の役員、委員だけが参加することになっている。

(2)クミアイのつき合い

町内会（昔はニワバといった）の中の、クミアイ（トナリグミともいう）の中でのつき合いである。

葬式

クミアイに死者が出たときは、各戸より男女各1名が出る。飛脚に行ったり、ウドンをつくるなどの仕事を手伝った。施主の家では親戚が金を出し合い、手伝いの人たちにお礼をした。現在では1人あたり5千円から1万円の額である。

また、香典の額であるが昔は申し合わせはなかったようであるが、現在ではクミアイの場合申し合わせで5千円というクミが多い。中には1万円というクミもある。

つぎに石川忠平家（熊川25番地）の香典帳から南地区的香典の額の変化を表にしてみる。

明治11年2月		明治32年3月		大正13年8月		昭和5年	
親 戚	10銭～50銭	親 戚	20銭～50銭	親 戚	1円～5円	親 戚	1円～3円
クミアイ	1銭～25銭	クミアイ	10銭～40銭	クミアイ	1円～3円	クミアイ	1.5円～2円
タチイリ	25銭	タチイリ	7銭～10銭	タチイリ	1円～3円	タチイリ	1円～2円
昭和16年9月		※昭和35年3月		昭和56年12月			
親 戚	3円～10円	親 戚	500円～2千円	親 戚	1万～10万		
クミアイ	2円	クミアイ	500円～千円	クミアイ	5千円		
タチイリ	1円～2円	タチイリ	不明	タチイリ	5千円		

※印のみ内出地区の野島為一家（熊川301）の香典帳による。

これによると、クミアイ、タチイリが額を申し合わせるようになったのは最近であることがわかる。

祝儀

葬式のときと同じように手伝いに出る。お祝いの額であるが、クミアイで申し合わせをしておき、5千円という場合が多い。石川忠平家の資料によると、明治30年4月の結婚式での祝金は親戚15銭～1円、タチイリ7銭～30銭、クミアイ10銭～30銭であり、前表での香典の額と較べてみて、祝儀・不祝儀との間に大きな差はなかったようである。

その他

このほかに、家の普請や法事のときに手伝いに出たり、病気見舞いや七五三のお祝いを贈つたりする。現在は5千円のクミアイが多い。

(3) 親戚づき合い

祝儀・不祝儀、三月・五月節句、彼岸の墓参、年始まわり、歳暮のやりとりなどがあるが、つき合いのしかたは家により、そのときにより異なる。（別項参照）

(4) 稲荷講のつき合い

稻荷講に入っている家間でのつき合いである。ニワバのすべての家が稻荷講に加入しているわけではなく、新しく加入しようとする場合には棒入れ金といって、一定の金を出さねば加入できなかった。加入している家をホンコとよんだ。

稻荷講の日（2月11日）、稻荷講の年番（5人であった。ニワバの年番とは別である）の中の一軒が宿（ヤド）となり、そこで世帯主が集まり飲食をする。加入すると、膳椀倉の道具が利用でき、屋根のふきかえ時の足場丸太や板が使用できた。ただし、膳椀倉の道具の使用は有料であった。

(5) 共同井戸のつき合い

共同の井戸（モヤイ井戸ともいう）を利用している家のつき合い。共同井戸については後で述べる。

毎年1月17日（別の日のところもある）、利用している家から世帯主が出て井戸替えをする。この日、水をかい出し、井戸さらいをし、井戸繩ないをする。終ると当番あるいは所有者の家で飲食をする。これについても別記する。

(6) その他

タチイリ

クミアイ以外の家とタチイリとよばれる関係をつくり、祝儀・不祝儀、法事のときに手伝いに行ったり、お祝いや香典のやりとりをする。タチイリ関係は1戸から数戸という家が多いが南地区のK家のように8軒という例もある。

ユイ（テマガーリ）

クミアイやタチイリとの間でおこなわれた仕事の互助。麦のとり入れ、麦まき時、養蚕のときなどに行なわれた。必ずしも一日単位とは限らなかつたが、同じような仕事で労力を返すのが普通であった。

スケ

スケットともいい、麦刈り、麦のボウチ、屋根替え、井戸掘り、夕立ちがきそなときの農作業の手伝い、養蚕のときなどと多くの場合にやつた。一方的な労働奉仕で、労賃はもらわなかつたが、一日スケルとオヒルとヨーハンが出され、多少の金品でお礼をしたりした。トナリグミとの間でやるのが普通であったが、時によつては近所中から来てくれるようなこともあつた。

南地区における互助と交際の事例

ここでは南地区にあるK家をとりあげ、クミアイ・タチイリの関係、親戚との互助や交際について述べる。

K家は熊川31番地にあり、クミアイはA・B家の2軒、いずれも近隣にあつたが、B家は現在は南地区内の他の場所に移転している。しかし、クミアイとしての交際は以前と同じように続いている。つぎにタチイリであるが、こちらはC・D・E・F・G・H・I・Jの8軒で非常に多い。しかし、H家はむかしはタチイリであったが今はそうではないということである。

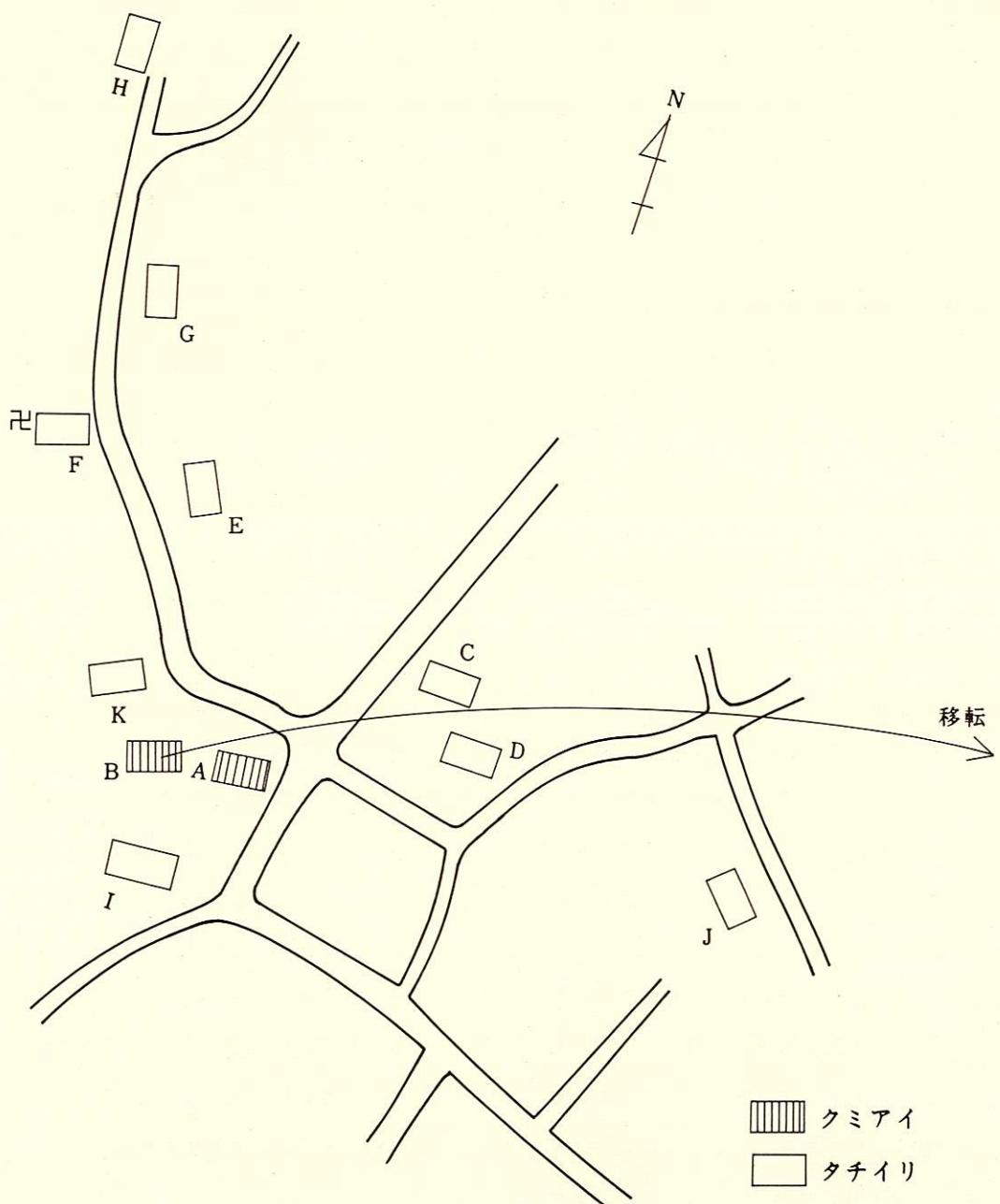
タチイリ関係の成立については、以前からそのような関係にあつたからということで、それ以上の詳細はわからない。K家のクミアイ、タチイリ関係にある家は以上10軒であるが、とくに、A家とC家との関係が深く、困ったとき相談に行き頼りにするのもこの両家であり、婚礼のお世話人を頼むのも両家のいづれかであった。さらに、クミアイのA家には嫁迎えや嫁送りの役をも頼んでいる。しかし、今では仲介者に仲人を頼むというようになってきている。

クミアイ、タチイリとの互助関係でふれておきたいことは、葬式時の手伝いのことである。葬式の場合、通常、クミアイ、タチイリの各家から2名が手伝いに来てくれることになつてゐた。そして、そのお礼として施主の家の親戚が金を出し合い、それに充てるのだが、3年くらい前までは1人につき3千円～5千円であったが、今では1万円になっている。

南地区でもクミアイ間によって、この額は異なつてゐるようであり、現在5千円というケースが多いようである。しかし、K家の属するクミアイは3軒であり、クミアイが少ないので（手伝いの仕事が大変だから）というのが額が多くなつてゐる理由のようである。

これは最近の変化であるが、もう一つ見落すことができないできごととして、昭和38年に南

図7 K家のクミアイとタチイリ



地区的畠地が東京都に買収され、多額の現金が南地区の農家に入ったことがあげられる。

裏付けとなる資料に欠けるが、この時1坪8千円で買収され、その資金をもとに家屋が改築され、交際も含め、生活の内容が相当変ってきたらしいのである。この時、買収された土地は、現在、熊川団地となっている。

つぎにK家の交際について表で示してみる。

行事・儀礼	つき合い先き	持参品	備考
年始	神主・寺 クミアイ（AB家） ヨメの実家・曾祖父祖父の つれあいの実家 当主の世話人の家 祖母・母親の兄弟姉妹の 嫁ぎ先き	お金（3000円） 何も持たない みかん一箱か菓子折	元旦に年男が行く 〃 } 主人か代理の者 } }
やぶ入り（1月16日）	ヨメの実家	菓子折	主人が行く
三月 節句	ヨメの実家	ヒシ形のモチ	縁の深い者か都合のつく者
春彼岸秋	寺 芋	ボタモチ ボタモチ	クミアイ間でのヤリトリは しない。誰でも都合のつく者 (たまには近い親類へ持つて) (いくこともある。)
ストリマエダマ (3月下旬か4月上旬)	クミアイ	アン入りとアンの 入らないマユダマ	
春祭（4月10日）	寺 新しい親戚	クサノハナマンジュウ	家から出た者はこの時は 皆なくなる
祭 天王様（8月1日）	〃	アマサケノフカシマンジュウ	
秋祭（9月1日）	〃	アマサケノフカシマンジュウ	家の者の誰かが持っていく
五月 節句	ヨメノ実家	カシワモチ	縁の深い者か都合のつく者
お盆	寺 ヨメ・祖母・曾祖母の 実家と世話人	金で3000円 ソウメン (今は別の生活必需品)	ポンコという。主人か 家内が行く。 都合のつく者が行く。 とくに主人の実家へは ヨメが行く。
お歳暮	祖母の実家と世話人 ヨメの実家と世話人 (タチイリ・クミアイには行かない)	昔は1・2年は鮭あとは 砂糖か食用油 今は生活必需品	世話になった者が行く。 子供の七五三までやるのが普通だが K家ではずっと続いている 遠いところは今では配達してもらう
七五三	クミアイとお祝いを もらったところ	赤と白の丸モチ	約30軒くらいになる 母親がつれていく
葬式	クミアイ タチイリ	金 (現在は1万円)	曾祖母の実家その兄弟その世話人 くらいからそれ以上濃い親戚のとき 会葬に行く 香典の額は先方との関係で考える

行事・儀礼	つき合い先き	持参品	備考
ご祝儀	クミアイ タチイリ	金 (現在は1万円)	座敷の広さや予算の関係でどの程度まで親戚を呼ぶかきめる。
見舞い	クミアイ タチイリ	家により金にするか物にするかでちがうが 現在金の場合1万円	
法事	クミアイ タチイリ	金 (現在は1万円)	故人との関係で呼ぶ人をきめる クミアイ・タチイリは相談して金をもってくる。
新築祝	クミアイ タチイリ	金 (現在は1万円)	座敷の広さ予算の関係でよぶ 親戚の範囲をきめる。

※冠婚葬祭時の包金については、親戚・知人などの場合、相手とのつき合いの程度によって額がちがう。しかし、先方がクミアイ・タチイリの場合、現在は1万円が普通である。しかし南地区の他のクミアイでは5千円が多いようである。

※ご祝儀の場合の招待者について、その家の後継ぎの場合にはクミアイ・タチイリともよぶが、2男、3男のときは本座敷にはタチイリはよばず、後座敷によんでいる。今は式場で披露宴が行なわれるようになったが、終ったあと、自宅で小宴を行なっている。

内出地区における互助と交際の事例

内出地区における互助と交際についてN家（熊川301番地）の例をとりあげてみる。N家のトナリグミは旧7組で、N家のほか、A・B・C・D・Eの6軒であったが、E家は戦後別のトナリグミに属し、C家は昭和51年、道路の拡張工事に伴ない南田園地区に移転している。又、タチイリは熊川320番地にあった旧6組のF家、1軒だけであったが、現在は内出地区的他の場所に移転しており、その後に居を構えたG家とは関係がない。

つぎにN家の交際を表で示す。

行事・儀礼	つき合い先き	持参品	備考
年始	神社（熊川神社） 寺（真福寺） ヨメの実家 当主の世話人とハシカケ 曾祖母の実家 祖母の実家世話人ハシカケ トナリグミ	半紙の2帖、金 半紙2帖、手拭い、金 オソナヘ菓子折 } 相手の家を考えて } 持っていく物を考える	} 元旦に年男が行く。 3年くらいはオソナヘを持参する } 10軒くらいである。
やぶ入り			* やぶ入りをやっていなかった。

行事・儀礼	つき合い先き	持参品	備考
三月 節句	ヨメの実家 ヨメ・ムコの世話人	ヒシモチ・ハマグリ	ヨメが行くのがふつう 上の子が学校に上るくらいまでやる
春 彼岸 秋	ヨメの実家 寺 新仏のある家 春と同じ	ボタモチか菓子折 〃	兄弟の家でも初彼岸のときは持っていく がそれ以外は持っていないか 縁の近い者が持っていく 〃
スストリマユダマ (4月下旬)	トナリグミのうちの 両ドナリ	アン入りとアンの 入らないマユダマ	
春祭り(4月10日) 祭 天王様(8月1日) 秋祭り(9月1日)	どこにも配らない	赤飯を炊いたり、クサノ ハナ、マンジュウ、フカシ マンジュウをつくる	
五月 節句	ヨメの実家 両方のお世話人 お祝いを貰ったところ	カシワモチ カサゴのヒラキ1組(2枚)	学校に上るまでの間、トナリグミ、 タチイリからのお祝いはなし。
お 盆	ヨメ・ムコの実家 新仏のある親戚 寺	むかしはソウメン 今は菓子折か果物・砂糖 位はいかけに米1升を入れて 持っていた 今は3000円	※ただし新盆のときだけ (ポンコといった)
歳暮	ヨメ・ムコの実家 両方の世話人 自分の兄弟姉妹	とくに決まってないが 菓子折が多かった	お世話人の家へはあまり長い期間で はなかった。誰が行ってもよかった。
オビトキ	トナリグミ タチイリ 神社	紅白の丸モチ	お祝いをもらった親戚 にはもっていく
葬式	トナリグミ タチイリ	その家との前々からの 関係を考え金を持っていく (現在トナリグミの場合 5千円)	故人と交際のあったところから 来てくれるしねらからもいく。
ご祝儀	トナリグミ タチイリ 縁の近い親戚	その家との前々からの関係を 考えて金で持っていく。 (現在トナリグミの場合 5000円)	父親や自分の兄弟、姉妹 くらいをよぶ。
見舞い	トナリグミ タチイリ	現在トナリグミでの 場合で5000円	親戚でも病気の状態で 考える。
法事	トナリグミ タチイリ	同上	故人と交際のあったところ。 親戚をよぶ
新築祝	トナリグミ タチイリ	同上	自分の兄弟姉妹、子どもなどの 縁の深い親戚をよぶ。

南・内出地区における共同井戸

前述したように、南・内出地区には共同井戸が数ヶ所にあり、隣近所の農家がこれを利用した。地下水位が深く、井戸掘り技術も未熟な時代にあっては、各戸で井戸を掘ることは容易なことではなかったようである。木下栄三郎家では昭和初年に庭先きに掘ったが、深さは35尺（約11m）もあったという。終戦前後からポンプ井戸が普及し、各戸で井戸を持つようになったが、共同井戸はその後も利用されていた。現在は埋められたりしてしまい、共同井戸として利用されているものはない。なお、地区の人々はモヤイ井戸ともよんでいた。モヤイとは共同という意で、南地区の場合には水車があり、この場合にもモヤイ車とよんでいた。モヤイ車については後述する。

(1) 南地区における共同井戸

南地区には、共同井戸が三ヶ所にあった。以下終戦頃の使用状況を中心にまとめてみる。

① A 井戸（図の記号A）

南地区に古くからあったツルベ井戸。モヤイ井戸とよんでいた。近くの9軒が使用していた深さ16m、掘られた年代は不明、水が枯れることもあり、熊川分水が引けるまで（明治23年という）は、多摩川に水を汲みにいった。

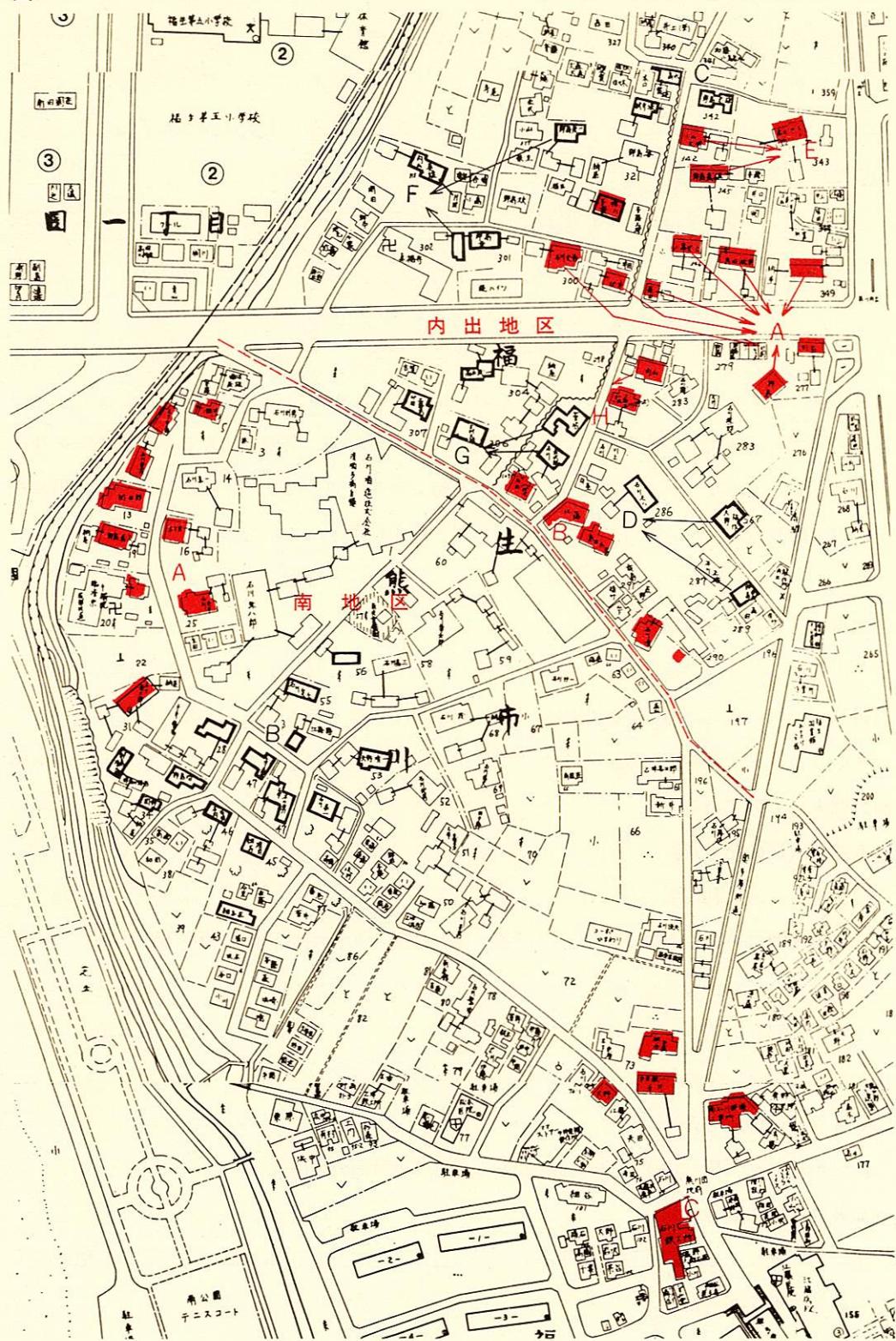
井戸替えは1月17日。もっとも井戸きらいは毎年やったわけではなく、4～5年に1度、専門の職人をたのみおこない、その他の年は井戸繩ないをやった。この日、井戸を使用している家では、世帯主が各自ワラを持って当番の家に集まり、庭で1年間に使うツルベ井戸の繩をなった。当番は1年交代でやり、井戸の繩を替えたり、井戸のまわりをそうじするのが仕事であった。繩ないの日、昼食は各自でとるが、仕事が終ると当番の家で酒肴が出た。費用はドンブリ勘定であった。

② B 井戸（図の記号B）

これもいつごろ掘られたか不明の古いツルベ井戸。I家の所有であった。深さ42尺（約15m）利用していた家は15軒と最も多い。終戦後、昭和26年～27年ころ、水位が下がり、井戸ワクが腐ってしまい、石垣が崩れるのを防ぐため、6尺掘り下げ、セメントで石垣をかためた。その時、ツルベからポンプに変えた。現在も井戸ワクが残っている。I家の所有であったので、以前は地代として大晦日のオカマサマ（弊束）が買える額だけ（5～6銭）もらっていたが、代が変わってもらわなくなった。

井戸替えは1月17日にやっていた。やり方はモヤイ井戸A井戸の場合と同じであるので省略し、井戸繩のない方についてふれておく。

図8



I家の井戸繩のない方は、各自が持ちよったワラで、40尺くらいの井戸繩を2本つくる。つくり方は、まず、細い繩をつくり、ハシゴを木や屋根にかけて1人が登る。そして細い繩3本のハシを上でもっている。下では3本の繩を3人が別々にもってなっていくのである。こうしてできた新しい繩の1本をツルベにつけ、あの1本はI家に保存しておいた。

(3)C井戸（図の記号C）

タカバツカの屋号を持つI家の所有、古い井戸であるといわれており、I家のほか5軒で使用していた。

このほか、南地区には数ヶ所に井戸があったようである。その中で酒造業を営むI家のものは古い井戸であったようであるが、他のものは比較的新しいようで、南地区では上記三ヶ所の井戸のいずれかを古くは使用していたと推測される。それが、昭和の初めころからポンプ井戸が普及するようになり、次第に独立して井戸を持つ家が増加してきた。しかし、戦後、昭和29年、町の簡易水道が給水されるまでは共同井戸として利用されていた。

(2)内出地区における共同井戸

内出地区には共同で使用していた井戸が7ヶ所あった。(ただし1ヶ所は鍋ヶ谷戸地区、現在は鍋ヶ谷戸第二地区にあるが、内出の農家で利用しているところもあったので加えた)

そのうち2ヶ所の井戸は地頭井戸と呼ばれ、古くからの共同井戸であった。他の5ヶ所は所有は個人のものである。

①A井戸（図の記号A）

内出地区で最も利用者の多い井戸。古くからあった井戸で、地頭井戸・原井戸とよばれていた。野島博家には井戸番帳が現存している。それによると、明治時代の利用者は10軒、その後大正時代に2軒が加わり、12軒となった。昭和5年9月、12円20銭でポンプが取付けられ、50年1月に道路が拡張されることになり埋立てられたが、この時まで使われていた。最後まで管理、利用していたのは6軒であった。

②B井戸（図の記号B）

内出地区H家（屋号はオケヤ）の庭にある。近くの4軒が利用していた。

③C井戸（図の記号C）

鍋二地区内にあった。通称地頭井戸とよんだ古い共同井戸。内出地区的3軒と鍋二地区でも数軒の利用者があった。

④D井戸（図の記号D）

内出地区I家（屋号はオモテ）の庭にある。I家は旧名主の家。近くの2軒が利用していた。

⑤E井戸（図の記号E）

内出地区T家（屋号はヤマナカ）の庭にある。近くの2軒が利用していた。

⑥F井戸（図の記号F）

内出地区U家の庭にある。U家に旧名主の家、近くの3軒で利用していた。

⑦G井戸（図の記号G）

内出地区K家の庭にあり、近くの4軒が利用していた。

⑧H井戸（図の記号H）

内出地区I家（屋号はオケヤ）の庭にあり、近くのU家が1軒利用していた。

原井戸（地頭井戸）の井戸替え

毎年1月17日、晴雨にかかわらず、井戸替えをやった。各家から世帯主が出て、井戸の水をかい出し、石垣を洗い、中をきれいにする。井戸の中に入る者は井戸番の者（1名で1年交代）で、自分で作ったミノカサ、ワラジをはいて中に入った。1時間半くらいで終った。

井戸繩ないなどもやったが、これについては南地区で述べたのでふれない。

原井戸の水量は豊富で、枯れたことは一度もなかったという。

その他

共同井戸や熊川分水のことなどについて聴取調査で得られた事項をのせておく。

①水争いのこと

一つの井戸を多くの家で使っていたので、いろいろなことがおこった。もともと水が少なかつたので、後から汲みに行った人は水が濁って汲めないことがあった。そのため、夜中に水汲みをして、人よりも早く汲もうとした。

井戸を持っている家では、井戸が使えないように、ポンプの電気を止めたり、繩をかけたりすることもある、水に関する争いごとは数多くあった。井戸の水争いが原因で親戚づき合いをやめたりすることもあったという。

②熊川分水の使用料について

熊川分水は明治19年に工事がはじまり、同23年に完成した。I家が中心的役割を果たした。

当時は「カワ」ともよばれ、はじめは飲料水にも利用された。「カワに行って洗ってこい」

などといって、洗い物（ナベやカマ、野菜など）や洗濯用、風呂の水としても利用された。

堀の幅は4尺あり、ところどころに洗い場があり、カワドといった。

利用している家からは1年間に2銭（3銭ともいう）使用料をとっていた。大正時代まで、昭和になってからは徴収しなくなったのではないかというが、はっきりしない。トナリグミの者が集金にきたが、その金はどこに納められたのかははっきりしない。（東京府に納入したという人もある）。

南地区の水車のこと

南地区にはモヤイグルマとよんでいた共同の水車があった。場所は石川豊作家（熊川9番地）の下で、現在はその当時の面影は残っていない。南地区の全戸が使えたというのではなく、水車組合というのがあって、これに加入していた23軒～24軒が使っていた。新規加入は難しく、その例はなかつたらしい。いつごろから動きはじめたのか不明であるが、昭和10年ころまで使われていたらしい。

水車には6本のキネがあり、1本のキネで1斗搗けた。6本のキネを1日（夕方から翌日の夕方まで）使用するのを1本といい、2軒で組んで1本使用した。だから、10数日で番がまわってきた。（木下栄三郎氏によると、22日～23日に一回の使用権があった。）

夏場は水量が少なくなるので（上流のハケから湧き出る水流を利用して）あまり使用しなかった。大麦を搗くのが主で、昼夜2回搗けた。もっとも搗くといっても、大麦の皮をとるだけで、ヒキワリにするのは家でジンガラやキネでくださいた。

たいていの家では、この水車だけでは間に合わず、昭島のタカハシグルマや拝島のナカグルマ（ともに水車場の屋号）で搗いてもらった。

この南のモヤイグルマに、内出地区からU家とN家の2軒が加入し、2軒で1本使用していた。それは、南地区のN家（熊川19番地）へ、祖父の代のとき内出のU家より嫁いでいる関係からだという。又、内出地区のU家とN家は仲人親の関係にある家であるために両家が加わったということである。

※内出地区の熊川神社にも水車があったとのことであり、現在でも熊川神社境内に内出地区的水車仲間が建てた石灯籠があるが、その水車と関係があるのか、水車は誰の所有であったかなど聴取調査はしていない。

郷愛協同組合のこと

昭和22年11月19日農業協同組合法が発効し、翌年4月3日設立総会が開かれ、農業協同組合が発足するのであるが、熊川地区では諸般の事情から農業協同組合とは別に郷愛協同組合という組織がつくられた。とくに南地区では加入者数も多く、活動もさかんであったようで、戦後の南地区における互助という面からとりあげて記しておく。

聴取調査によると、農業協同組合が発足したころ、熊川地区では農業協同組合とは別に郷愛協同組合とよばれる動きがおこった。南地区では有力な農家が郷愛協同組合に加わり13名となつた。

そのころ、軍隊の使用していたモーターを1台町からもらい、脱穀機と精米機を買い、地区内の1家の物置の一部を借用して作業場とし、郷愛協同組合員のみ無料で利用していた。

この組合で扱っていた事業内容には脱穀、精米機の共同利用の他、肥料の配給事務、大麦、小麦、サツマイモなどの供出の扱いのほか、田植時の酒の配給などもとり扱っていた。とくに供出関係では、大きな農家が加入していたこと也有って、南地区の農業協同組合加入者のそれの2倍くらいの量を扱っていた。石川酒造の庭が集荷場になった。

もっとも、組合では2つに分かれていたといいうものの、日常生活でのつき合いは組合が異なっているといいうものの以前と変化はなかった。

そして、はじめ2つに分れていた組合も、昭和39年ころ組合の整理があり農業協同組合に統合された。

(5) 捷と制裁

南、内出の両地域において、成文化された「捷」というものは、見当らない。ただ、南地域には「捷」に準ずる「規約」（稻荷講）が存在している。この「規約」については、「共有財産－稻荷講と膳椀倉－」の項において述べている。

ムラにおける「制裁」の最も厳しいものは、「村八分」と言われている。その事例を聞くことができた。ここでは、それらの事例を報告しておきたい。

Hさんは、明治29年生まれの古老である。Hさんで3代目であり、地域の中では、新しく移って来た家の部類に属している。3代前の人人が「ツブレ」を相続し、それが、続いているのである。

Hさんが、村八分になったのは、戦争当時の昭和17年～18年頃のことという。青年学校で購入する鉄砲代金を戸数割にして集めることになった。しかし、その金が他の人より3銭ばかり多いので文句を言ったら、村八分にされた、と言う。あるいは、3銭を均等に集めることにしたのであるが、額が多い、と言って反対した、とも伝わっている。いずれにしても、「ムラ」の中で決めたことに従がわなかったので、村八分にされたようである。Hさんによれば、砂糖の配給権も隠された、と言う。戦時中のことでもあり、憲兵隊から呼び出しもあったようである。「ムラ」の中でも心配してくれる人もあり、又、仲立ちしてくれるという人もあったので酒を少し買って手を打った、とのことである。

このHさんの例は、当の本人を除いては、その後において何ら影響は、なかったようである。しかし、次のSさんの例は、その後にも影響を残した事例である。このSさんは、他界しており、直接、話を聞いてないが、同じ「クミアイ」であったNさんから話を聞いている。このNさんの所の「クミアイ」は、昔は6軒であった。話は、昭和の頃のことか。当時は、今と異なり区画整理も十分ではなく、道路が複雑に入り組み、境界も明らかではなかった。Sさんの家とIさんの家とが境界について揉めていた。その頃、Nさん達もSさんの地所近辺にある道を利用していたが、問題がこじれ、Sさんの地所近辺にある道の通行を禁止されてしまった。「ムラ」の人々が利用していた道の通行を禁止してしまったのである。その為に何回か寄合もしたが駄目で、結局、Sさんの家を村八分にしたのである。当時、隣組長だったNさんや町会長も必死で説得したが、成功しなかった、という。Sさんは、人権擁護委員会に提訴したことである。その後の詳細な経緯は、不明であるが、S家では、現在もNさん達とは、別のクミアイ（組）を形成している。それは、Nさんのクミアイの人、NS、SSさんが他の町会

(ニワバ)へ移転してからも、ツキアイを続いているのと大きく異なっている。但、S家では、現在の稻荷講には、参加している。

これらの事例を語ってくれたのは、いずれも、土地の古老と言われる人である。直接、間接に、この問題に関わっていた為に、話の端々に感情的なものが混ざっていた。Hさんは、村八分にされた例で、「村八分にしやがった」と言い、Nさんは、「しょうがないので、村八分にした」と、村八分にした側で話をしているのである。村八分の是非は、ともかく、それが「ムラ」の中に及ぼした影響は、少なくなかったようである。村八分の名称は、各地で耳にするがそれが、単に村八分にされた側だけの問題ではなく、「ムラ」全体の問題として考える必要があるようである。